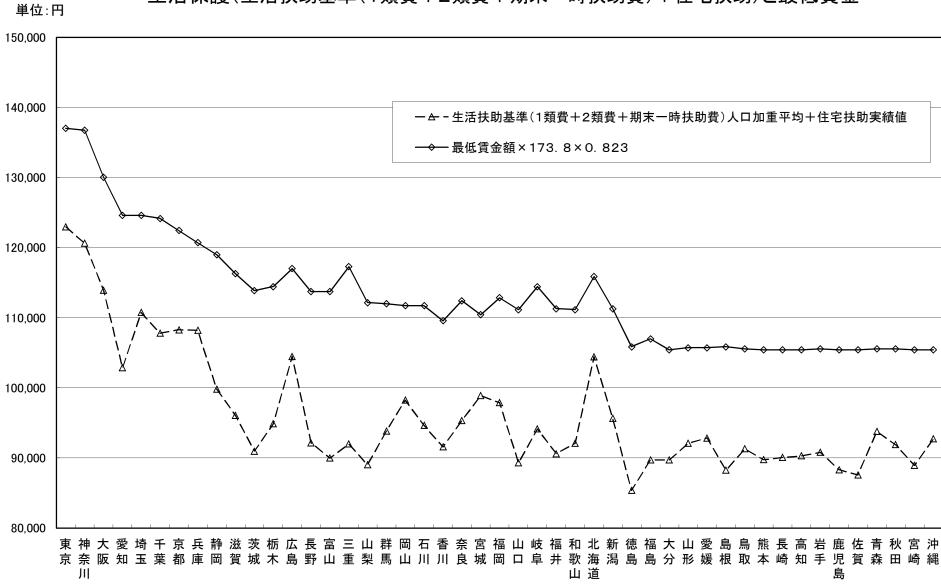
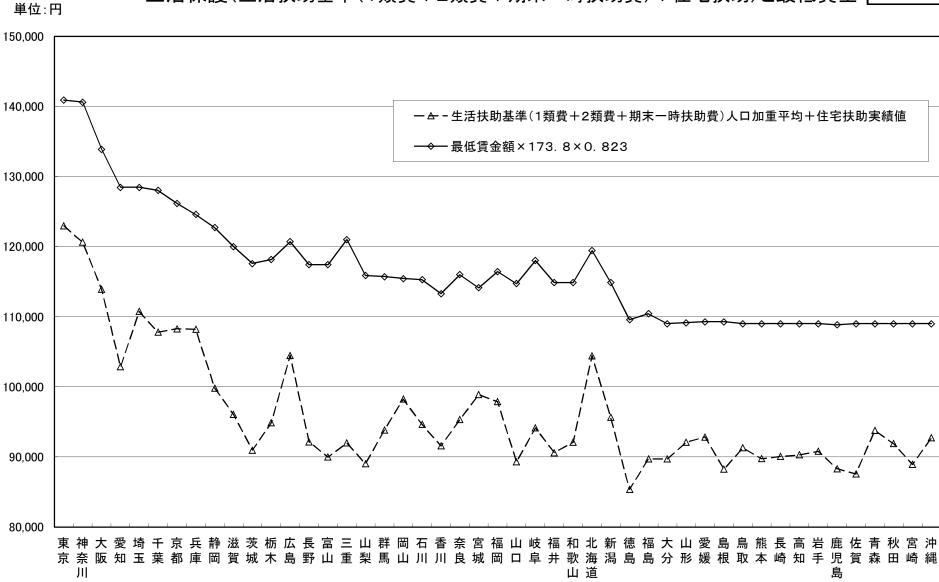
## 生活保護と最低賃金

## 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金



- 注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。
- 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
- 注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに平成29年度のものである。ただし、住宅扶助の実績値は平成29年度の数値が未公表のため、平成28年度の数値を使用している。
- 注4)0.823は時間額737円で月173.8時間働いた場合の平成29年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

## 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金



- 注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。
- 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
- 注3)生活保護のデータは平成29年度(ただし、住宅扶助の実績は平成29年度の実績が未公表のため、平成28年度の実績値を使用している。)、最低賃金のデータは平成30年度のもの。 注4)0.823は時間額737円で月173.8時間働いた場合の平成29年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

## 都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	平成29年度 データに基 づく乖離額	平成30年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(=A-B)	(D)	(=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)		生活扶助基準の 見直しによる 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△80	25	△105	△81	△24	△25	1	0	: 0
青 森	△83	24	△107	△84	△23	△24	1	0	0
岩 手	△104	24	△128	△104	△24	△24	1	0	0
宮 城	△81	26	△107	△82	△25	△26	1	0	0
秋 田	△96	24	△120	△97	△23	△24	1	0	0
山 形	△96	24	△120	△96	△24	△24	1	0	0
福島	△121	24	△145	△122	△23	△24	1	0	0
茨 城	△161	26	△187	△161	△26	△26	1	0	0
栃木	△137	26	△163	△138	△25	△26	1	0	0
群馬	△128	26	△154	△128	△26	△26	1	0	0
埼 玉	△97	27	△124	△98	△26	△27	1	0	0
千 葉	△115	27	△142	△116	△26	△27	1	0	0
東京	△99	27	△126	△100	△26	△27	1	0	0
神奈川	△113	27	△140	△114	△26	△27	1	0	0
新潟	△110	25	△135	Δ111	△24	△25	1	0	0
富山	△166	26	△192	△167	△25	△26	1	0	0
石川	△120	25	△145	△121	△24	△25	1	0	0
福井	△145	25	△170	△146	△24	△25	1	0	0
山梨	△162	26	△188	△163	△25	△26	1	. 0	0
長 野	△151	26	△177	△152	△25	△26	1	0	0
岐阜	△142	25	△167	△143	△24	△25	1	0	0
静岡	△135	26	Δ161	△136	△25	△26	1	0	. 0
愛知	△152	27	△179	△153	△26	△27	1	0	0
三重	△177	26	△203	△178	△25	△26	1	0	0
滋賀	△142	26	△168	△143	△25	△26	1	0	0
京都	△100	26	△126	△101	△25	△26	1	0	0
大阪	Δ113	27	Δ140	∆114	△26	△27	1	0	0
兵庫	Δ88	27	∆115	∆89 ∧ 101	△26	<u>∆27</u>	1	0	0
奈良 取物山	△120	25	△145	∆121 ∧125	∆24 ∧25	△25	1	0	0
和 歌 山 鳥 取	△134 △100	26 24	△160 △124	△135 △101	△25 △23	△26 △24	<u> </u>	0	0
島取島根	Δ100 Δ124	24	Δ124 Δ148	Δ101 Δ124	△23 △24	△24 △24	1	0	0
<u></u> 岛 依 日 山	△124 △95	26	Δ146 Δ121	△124 △95	Δ24 Δ26	△24 △26	1	0	0
広島	△88	26	Δ121 Δ114	△89	Δ25	△26	1	. 0	. 0
山口	∆153	25	Δ178	△154	△24	∆25	1	0	0
<u>田</u> 由	△144	26	Δ170 Δ170	△144	<u>∆24</u> ∆26	△26	1	0	0
香川	△126	26	△152	△127	△25	△26	1	0	0
愛媛	△90	25	Δ132 Δ115	Δ127 Δ91	△24	△25	1	0	0
高知	∆106	25	△131	△107	<u>∆24</u>	△25	1	0	0
福岡	△105	25	△130	△106	<u>∆24</u>	△25	1	0	0
佐賀	△125	25	△150	△126	<u>∆24</u>	△25	1	0	0
長崎	△108	25	△133	Δ108	△25	△25	1	0	0
熊本	△110	25	△135	Δ111	<u></u> 24	△25	1	0	0
大 分	Δ110	25	△135	Δ111	△24	△25	1	0	0
宮崎	△116	25	△141	Δ116	△25	△25	1	0	0
鹿児島	△120	24	△144	△121	△23	△24	1	0	0
沖 縄	△89	25	△114	△90	△24	△25	1	0	0

 <sup>※1</sup> 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
※2 生活保護のデータのうち、住宅扶助の実績値は平成29年度の実績値が未公表のため、平成28年度の実績値を使用している。
※3 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。